

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和5年5月30日

堺市議会議長 様

議員氏名 藤井 載子

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	285,000	@285000円 × 1ヶ月 = 285,000 円
2 その他	14,054	自己資金
収 入 合 計	299,054	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	4,800	4,800	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	149,992	149,992	
人 件 費	68,244	68,244	
事 務 ・ 事 務 所 費	76,018	61,964	
支 出 合 計	299,054	285,000	

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名藤井 載子

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 時事通信社 ijump と 契約・視察	4/1～4/30	政務活動の情報収集。
【広報・広聴費】	4/1～4/30	市政報告書に記載された内容に合致する堺市内の各地・各駅で配布・ポスティングの為、レポートの作成・印刷を行いました。
【人件費】	4/1～4/30	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為、事務員を雇用しました。
【事務・事務所費】 事務所費用	4/1～4/30	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為の事務所費用（家賃・電話・インターネット・光熱費・自動車リース代・文房具費等）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
05.4.05	4-1		32,264	-32,264	3月 自動車のリース代金	⑨	
05.4.09	4-2		2,400	-34,664	ガソリン代金	①	
05.4.10		285,000		250,336			
05.4.11	4-3		149,992	100,344	市政レポート(東区全戸配布)代金	⑦	
05.4.20	4-4		2,272	98,072	4月分電気代金	⑨	
05.4.26	4-5		2,400	95,672	ガソリン代金	①	
05.4.27	4-6		6,018	89,654	3月分インターネット、電話代金	⑨	
05.4.28	4-7		35,464	54,190	5月分事務所賃借料	⑨	
05.4.28	4-8		68,244	-14,054	4月分人件費	⑧	
月計		285,000	299,054				
累計		285,000	299,054				

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	■ 年 ■ 月 ■ 日生
現 住 所	堺市 ■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■

下記の条件で契約します。


雇用期間	2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで
就業場所	堺市東区西野 401-2-210
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務 政党活動事務
就業時間 (休憩時間)	午前・ 午後 1時30分から 午前・ 午後 6時30分まで ()
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で1日
給与(賃金)	時給 1,100円
給与支払	月末締、月末払い
給与振込先	手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2023 年 4月 / 日

雇用者

藤井 載子 

被雇用者

■■■■■ ■■■■

出 勤 簿 (2023 年 4 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	13:30	18:30	5:00	:	
4日	火	13:30	18:30	5:00	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	木	13:30	18:30	5:00	:	
7日	金	13:30	18:30	5:00	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	13:30	18:30	5:00	:	
11日	火	13:30	18:30	5:00	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	木	13:30	18:30	5:00	:	
14日	金	13:30	18:30	5:00	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	13:30	18:30	5:00	:	
18日	火	13:30	18:30	5:00	:	
19日	水	:	:	:	:	
20日	木	13:30	18:30	5:00	:	
21日	金	13:30	18:30	5:00	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	13:30	18:30	5:00	:	
25日	火	13:30	18:30	5:00	:	
26日	水	:	:	:	:	
27日	木	13:30	18:30	5:00	:	
28日	金	13:30	18:30	5:00	:	
29日	土					
30日	日	:	:	:	:	
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

管理責任者 (議員名)	藤井 載子		
事務所名	藤井 とし子事務所		
所在地	〒 599-8125 堺市東区西野 401 番地 2 SOLO やぶ内 210 TEL 072 (289) 6112		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	18.96 m ²	賃借料	月額 44,000 円 (政務活動費充当額 35,200 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 15.16 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80 % <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80 % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80 % <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット使用料・事務所使用備品等)・・・80 %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当 円)
		【所在地】	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 XXXXXXXXXX を甲とし、賃借人 藤井 載子 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	大阪府堺市東区西野401番地2、401番地1		
住居表示	大阪府堺市東区西野401番地2		
家屋番号	401番2の2	建物種類	店舗・共同住宅
建物名称	SOLOやぶ内	住戸番号	2F 210号室
構造	鉄骨造 スレート葺 2階建（目的物の所在階数 2階）		
	（ ● 共同建 □一戸建 □長屋建 □その他 ）		
床面積	約18.96 m ²		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	ミニキッチン、電気コンロ、ミニ冷蔵庫、シャワー、UB、洗面台、室内洗濯置場、電気温水器		
付属施設	駐車場		
付記事項			

※記入例→ 施行仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始 期 および 引渡し日	2 年間
西暦2019年 9月 24日 より	
終 期	西暦2021年 9月 23日 まで

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 40,000円	■賃料、消費税、浄化槽 使用料を振込による方法 により、毎月末日迄に着 金になるように、翌月分を 先払いする。 ■振込に掛かる費用は、 乙の負担とする。	金融機関名 池田泉州銀行 北野田支店
消費税	2019年9月30日迄 月額 3,200円		預金 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
消費税	2019年10月1日～ 月額 4,000円		口座番号 [REDACTED]
光熱費	実費		宛先名義人 [REDACTED]
			フリガナ [REDACTED]

(4) 敷金・礼金

敷金	円	礼金(税込)	金 43,200円
----	---	--------	-----------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 氏名	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]
管理人 (社名・代表者)	住所 氏名	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員等)
(本人)	藤井 載子	議員事務所	本人
家族又は従業者・ 社員など本物件建物 内入居者 (多人数の場合はそ の他従業員〇〇名)等 記入			
()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府堺市 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	年齢	[REDACTED]
	職業	[REDACTED]	借主との関係	[REDACTED]

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
- 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
 - 乙は、前項2の事業内容を変更する場合は、甲に対して事前に書面に依る通知を行い、甲からの書面に依る承諾を必要とする。

(賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
- 更新を行う際、甲・乙双方のどちらか一方が本契約記載内容事項に変更事由がある時は、甲は、契約期間満了の6ヶ月以上前までに、乙は、契約期間満了の3ヶ月以上前までに書面で異議・申出等を行うものとする。
 - 前項、更新の際、甲及び乙双方より申出等がない場合は、2年間同一条件で更新するものとする。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
- 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
 - 乙は、翌月分の賃料に消費税を加算し、毎月末日までに着金になるように甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
 - 前項、賃料の支払債務を遅延した場合は、年（365日あたり）14.5%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。
 - 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。但し、退去月については、月の途中で退去した場合でも、日割清算は行わないものとする。
 - 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(敷金・礼金)

- 第4条 乙は、敷金として標記金額を甲に預託する。
- 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した敷金を無利息で乙へ返還するものとする。
ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記敷金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
 - 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と敷金とを相殺することはできない。
 - 乙は、この敷金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または敷金を他の債務の担保に供してはならない。
 - 乙に賃料の不払い、その他本契約に関して発生する債務の支払いを遅延した時は、甲は催告をして敷金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合、弁済充当日、弁済充当額及び費用を乙に通知するものとする。乙は、甲より充当の通知を受けた時は、通知を受けた日から10日以内に甲に対して敷金の不足額を追加して預託しなければならない。

6. 乙は、礼金として標記金額を甲に差し入れるものとする。本契約の礼金は、本契約締結に際し、一時金として借主が負担する金員であり返還されません。また、契約期間の長短に拘らず返還されません。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

(1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。

(2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。

(3)本物件の外表面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。

4. 電球、蛍光灯、LED、ヒューズ、パッキン等の取換えは乙の負担とする。

5. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

6. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5) 1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき。
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2) 第5条(本物件内の造作等)または第6条(設備・造作等の変更)に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 標記の使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (3) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (4) 本物件の全部または、一部に第三者の物品等を保管すること。
- (5) 建物及び工作物の新築・改築・増築を行うこと。
- (6) 有害物質の使用を行うこと。
- (7) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造及び保管すること。
- (8) 騒音等の迷惑行為及び危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (9) 反社会的集団(暴力団、過激な集団等)と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (10) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条の賃料等の支払義務

(2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第1条の使用目的遵守義務

(2) 第11条(承諾が必要な事項)に規定する事項の遵守義務

(3) 第12条(禁止事項)に規定する事項の遵守義務

(4) 第13条(第三者同居の禁止)の遵守義務

(5) その他本契約書に規定する乙の義務

(6) 入居時に乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明した時

(7) 銀行取引の停止

(8) 破産手続きの開始

(9) 民事再生手続きの開始

(10) 会社更生手続きの開始

(11) 清算手続きの開始

(12) 監督官庁から営業停止または営業許可若しくは営業登録の取消処分を受けた時

(13) その他資産、信用状況が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある時

(契約の終了)

第16条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の3ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の3ヶ月前相当額を支払い即時解約することができる。

2. 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の6ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

ただし、甲から解除を行う場合は、正当事由がある場合に限られる。

(明け渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。

3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

- 第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人は、法廷更新及び合意更新された場合でも、前項同様とする。
 3. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。
 4. 前項の場合、乙は、甲から連帯保証人の変更、または追加要求を受けた時は直ちに必要手続きををとらなければならない。
 5. 連帯保証人は、甲の承諾がなければ、この保証契約を解除することは出来ない。

(雑則)

- 第20条 本物件における電気、ガス、上水、電話、インターネット等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(火災保険)

- 第21条 甲は、引渡日までに本物件に対して時価相当額の火災保険に加入するものとする。
2. 乙は、乙の備品・設備等を主契約とする借家人賠償責任特約付火災保険に加入するものとするものとし、その証書の写しを甲に提出するものとする。
 3. 前項1及び2に関する保険料及び更新料は、甲及び乙各々が負担するものとする。

(消費税)

- 第22条 乙は、第3条に定める賃料、第4条第6項の礼金および第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの8%相当額を負担するものとする。
2. 乙は、消費税の税改正が行われた場合は、改正後の消費税をそれぞれ加算し甲に支払うものとする。

(協議事項)

- 第23条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約条項)

第 25 条 下記条項のとおりとする。

1. 貸主は、本物件を現状有姿で借主に引渡しするものとします。
2. 借主は、本物件内の維持管理及びメンテナンスを行うものとします。また、借主が営む事業等に必要な工事は借主の費用負担で行うものとします。
3. 本契約は、一代限りとし借主の変更及び権利の譲渡はできないものとします。
4. 契約条項第 3 条 2 項、第 4 条 1 項～5 項全文抹消
5. 本契約の賃料発生起算日は、西暦 2019 年 9 月 24 日からとします。
6. 借主は、事業を営むにあたり、消防設備、看板設置・申請・許可等につき大阪府条例及び堺市条例に遵守するものとします。
7. 借主は、事務所内のごみ搬出については、堺市で定められている事業系一般廃棄物の取扱い業者と直接契約を行い、借主の費用負担で処理及び支払い等を行うものとします。
8. 借主は、従業員・使用人・出入り業者・顧客等の管理責任を負うものとし、近隣テナント及び第三者に迷惑を及ぼさないよう配慮するものとします。万一、近隣テナント及び第三者から苦情・損害等が生じた場合は、借主の責任に於いて速やかに対応し解決するものとします。
9. 借主が新設・付加又は変更した諸造作・設備等に賦課される公租公課については、宛名名義の如何を問わず借主が負担するものとし、賦課分離の手続きに関して貸主に協力するものとします。
10. 契約条項第 12 条 4 項に違反してその物品等が明渡しに伴い、貸主より処分された時借主がその物品所持者にその責任を負うものとします。
11. 本契約を更新する場合でも、更新手数料は掛からないものとします。
12. 明渡しに於いては、契約条項第 18 条に従い、借主の動産類及び屋号等を全て撤去し貸主へ明渡すものとします。
13. 借主が明渡しに於いて、賃料の滞納、損害の賠償、その他本契約から生じた債務等が存在する時は、明渡し時までそれらを全て清算するものとします。

以

26 条. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めしておくものです。

以上

社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙、連帯保証人署名捺印の上、甲、乙各々その一通を保有する。

西暦 2019年 9月 24日

甲 (貸貸人)

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

乙 (賃借人)

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 藤井 載子 [REDACTED]
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

連帯保証人

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事 (1) 第 60437号
事務所所在地 大阪府大阪狭山市菜黄木一丁目 11 番地の 3
商号(名称) 株式会社アイ・リンクライフ [REDACTED]
代表者氏名 代表取締役 浅田 清美
宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第 [REDACTED] 号
氏名 浅田 清美 [REDACTED]
TEL 072-349-6600

西暦 2019 年 9 月 24 日

事業用建物賃貸建物《 SOLOやぶ内 》

賃貸人 藪内 元博 殿

賃借人 住所

堺市

氏名

藤井 戴子

(印

)

鍵預かり書（念書）

このたび、賃貸建物《 SOLOやぶ内 》(2F210号室)を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、建物の鍵 ■ 本（玄関入口鍵： ■ 本）を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

お客様へ必ずお渡しください。

申込日 2019年7月16日
契約日 2019年7月16日

19/07/16 17:00:42 0017154

個人事業者のお客様は、代表者の方の個人契約となりますのでご注意ください。

リース期間はお引当又は前出日開始日となります。(中古車の場合は、名義変更日) ※車両登録料等については、後日、「リース料お支払明細書」等でご連絡させていただきます。

私及び連帯保証予定者は、前面記載の「お申込の内容」及び「自動車リース契約(申込を含む)」における個人情報取扱に関する事項(1)同意の上、申込をします。

私及び連帯保証予定者は、本申込に係る審査のため、詳しくは融資管理のために、貴社が必要とされた場合には、私及び連帯保証予定者の住民票を貴社が取得し利用することに同意します。

東京都武蔵野市中町二丁目14番15号
株式会社ホンダファイナンス
代表取締役 高橋明宏

コード 3351105-01

大阪府高石市西取石6-1-15

C堺西
寺山ホンダ販売(株)
高石東店
TEL 0722-64-2351
FAX 0722-65-2622

保守先
コード 030
社名
住所
TEL

お申込者(甲)

法人名 堺市

代表取締役 藤井 載子

〒590-0001 堺市堺区南瓦町3-1

電話番号

ご住居

勤務先 堺市議会議員

所在地 堺市堺区南瓦町3-1

預貯金口座

三菱UFJ 大東野

藤井 載子

連帯保証予定者

氏名 藤井 載子

性別 女

生年月日 1988年 10月 10日

職業 専業主婦

お申込者との関係 1.親子 2.夫婦 3.兄弟 4.親戚 5.代償者 6.上司 7.関係 8.その他

リース自動車

中古車 登録日 2019年 7月 10日

型式 DBA-JF3

車種 NBOX FF

タイプ G・EX SEN

駆動方式 MAT 5ドア

エンジン 600cc eV

車体色 白

走行距離 2,225,820 km

月間 1.0 km/月

年間 48.0 km

超過歩数 5 km

リース開始日	年	月	日	期間	2019年 12月 5日	約日	毎月	5日	保険会社名	保険種類	保険代理店名
リース終了日	年	月	日	48ヶ月	年	月	日	5日	任意保険		
(A) リース料お支払総額	円	1,935,888	円	内消費税	円	175,988	円	月額リース料	円	40,331	円
(B) 引当金(現金)	円	0	円	内消費税	円	0	円	(E)・総額	円	3,866	円
(C) 下取金(現金)	円	0	円	内消費税	円	0	円	リース料お支払総額(引当金)	円		円
(D) 合計 (A) + (C)	円	1,935,888	円	内消費税	円	175,988	円	総額リース料	円		円
(E) リース料 支払合計額 (A) - (D)	円	1,935,888	円	内消費税	円	175,988	円	加入条件	フリート 割引・割増率		

費用負担区分

車両代 〇

自動車税 〇

自動車取得税 〇

自動車重量税 〇

自動車保険料 〇

5年分

61ヶ月分

上記に含まれる費用以外の費用

① 車検基本整備費用以外の追加費用

② 自動車の維持管理にかかる費用

③ 任意保険料

④ 自動車本体の盗失・悪化の修繕費用

⑤ 自動車の事故変更にかかる費用

⑥ 車両保険の自費金額

【お申込のご注意】
●この契約は家族・身内のみならず、お申込の範囲以上の範囲で個人契約として、また各個人に自己責任を負うものとさせていただきます。また、お申込の範囲を超えてお申込の範囲外で個人契約として、また各個人に自己責任を負うものとさせていただきます。●お申込の範囲を超えてお申込の範囲外で個人契約として、また各個人に自己責任を負うものとさせていただきます。●お申込の範囲を超えてお申込の範囲外で個人契約として、また各個人に自己責任を負うものとさせていただきます。

規定積立金基本額 2,225,820 円

走行距離 月間 1.0 km/月

年間 48.0 km

超過歩数 5 km

加入条件	フリート	割引・割増率	等級	年齢間わす担保()	歳未満担保
加入条件	フリート	割引・割増率	等級	年齢間わす担保()	歳未満担保
加入条件	フリート	割引・割増率	等級	年齢間わす担保()	歳未満担保
加入条件	フリート	割引・割増率	等級	年齢間わす担保()	歳未満担保
加入条件	フリート	割引・割増率	等級	年齢間わす担保()	歳未満担保

任意保険

フリート 割引・割増率

等級 年齢間わす担保() 歳未満担保

【個人情報の取扱いに関するご注意】
●お申込が申込され、又は契約された事実に関する情報は、当社が加盟する個人情報取扱機関へ提供され、当該機関の加盟と信用調査及び当該機関に提供される他の個人情報取扱機関の加盟と信用調査に利用されます。●お申込が申込され、又は契約された事実に関する情報は、当社が加盟する個人情報取扱機関へ提供され、当該機関の加盟と信用調査及び当該機関に提供される他の個人情報取扱機関の加盟と信用調査に利用されます。●お申込が申込され、又は契約された事実に関する情報は、当社が加盟する個人情報取扱機関へ提供され、当該機関の加盟と信用調査及び当該機関に提供される他の個人情報取扱機関の加盟と信用調査に利用されます。

自動車保険証券

(TS・無事故祝い付ロング)



クルマの保険

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取締役社長

新納啓介

印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済

本社 東京都渋谷区道玄坂一丁目28番1号

ご契約内容に関するお問い合わせ先

あいおいニッセイ カスタマーセンター
同和損害保険 (RTD-10) Tel 0120-95-0055

代理店/振替/仲立人 日本生命 (CCBE) Tel

ご契約内容変更のご連絡先

ご契約内容変更のご連絡先

上記カスタマーセンターにご連絡いただくか、当社ホームページへアクセスください(電話での受付時間は当社ホームページでご確認ください)。ご住所やご契約のお車の変更など一部の変更手続きは、当社ホームページで24時間受付しています →https://www.aioinissaidayda.co.jp/

ご事故のご連絡先

日本生命お客さま専用ダイヤル
TEL 0120-49-1012

保険契約者

住所 大阪府堺市

氏名 様



202210261 0151 00007 0001087#
(RTD10)
RLE60 94718

契約日 令和 4年10月25日

証券作成日 令和 4年10月25日

生年月日
電話番号

当社は、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)およびこの保険証券に記載したところに従い、保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行いたします。保険証券の記載内容がお申込内容と相違している場合は、直ちに代理店・振替 仲立人または当社にご連絡ください。

(ご注意) お客さまのお名前・ご住所、車名等の表記につきまして、機械上の制約により正確な表示ができない場合、表示可能な漢字またはカタカナ、もしくは別の表示方法で表示していることがありますので、お車ご了承ください。

証券番号	保険期間	令和 4年12月15日 午後 4時から 令和 7年12月15日 午後 4時まで	3年間	保険種類	タフ・クルマの保険 (個人総合自動車保険)
------	------	--	-----	------	--------------------------

記名被保険者 記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。

住所 大阪府堺市

氏名 藤井 聡子 様 区分 個人

※生年月日: ※運転免許証の色

運転免許証の有効期限: 電話番号:

運転者年令条件等

運転者限定 本人・配偶者限定
藤井 聡子 様
とその配偶者

年齢条件 35才以上補償

項目	20才以下	21~25才	26~34才	35才以上
本人	X	X	X	○
配偶者	X	X	X	○
同居のご家族	X	X	X	X
別居の未婚の子	X	X	X	X
上記以外の方	X	X	X	X

○補償されます ×補償されません
にかかわらず補償される場合もあります。

その他のご契約に関する事項

ご契約にあたり、当社が把握(一部推定を含む場合があります)しました運転者限定、運転者年令条件に関するお客さまの当初のご意向は以下のとおりです。運転者限定: 運転者本人・配偶者限定 運転者年令条件: 35才以上補償 ご契約内容は本書面の運転者年令条件等欄でご確認ください。普通保険約款・特約は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご利用ください。

電子手続 [日時・場所] 令和 4年10月25日午後 1時03分頃・ご自宅
【お手続きされた方】 様

【募集人名】

証券特記事項

約款 IB 3S @A

別途区分 K 冊 00001092 特約

通称 TW947 10 F188

事故のご連絡の際にお伝えいただきたいこと

1 自白者の確認 (In 119番)

2 警察署への届出 (In 110番)

3 相手の方の確認 (住所・氏名・電話番号等)

4 目撃者の確認 (住所・氏名・電話番号等)

故障・トラブルでも
日本生命お客さま専用ダイヤル
TEL 0120-49-1012

ご契約先はこちら

日本生命
カスタマーセンター

ご連絡者およびお車の運転者のお名前とご連絡先

事故のご連絡をいただいた際に、以下のような内容もお尋ねしますので、可能な範囲でご確認をお願いいたします。

- ① 証券番号
- ② 登録番号
- ③ お客さま 様
- ④ 事故日時
- ⑤ 発生場所 (都道府県市区郡○○付近)
- ⑥ 発生時刻
- ⑦ 自乗者の有無 (氏名・住所・連絡がとれる電話番号)
- ⑧ 事故の状況・お車の状況 (そのまま走らせることが可能か等)
- ⑨ ケガ人の有無 (相手だけでなくご自身・同乗者についても: 病院・状況)

一切取って運転免許証と一緒にご持ちください。

補償内容と保険金額につきましては、裏面をご覧ください。

保険期間中に記載内容に変更が生じた場合または事故が発生した場合は、直ちに代店・振替 仲立人または当社にご連絡ください。★印の項目は告知事項です。告知事項の事が事実と異なる場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。また、★印の項目は通知事項です。通知事項の内容に変更が生じた場合は、速済なご契約の代理店・振替/仲立人または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 藤井 載子


使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-1
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
05-4-5 口座振替 3 ★40,331 ホンダファイナンス	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80% 32,264 円 (按分率の根拠) 一部政党使用の為	
(その他)	
自動車リース代金 3月分	

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

使 途 項 目	調査研究費
整 理 番 号	4-2

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)



領収書
IDEMITSU

セルフ堺草尾
TEL 072-237-3001
草尾石油株式会社
大阪府堺市東区草尾559-3
TEL 072-237-3001

売上 2023年 4月 9日
上 13:47

現金フリー 00-354565-90001-0001-9

出光ゼアス P-3(内)
18.18 L 8165.0 3000円
01200.00

合 計 3,000円
(内、消費税等(10.00%) 273円)
(内、P支払可能金額 3,000円)

預 買 り 金 3,000円
金 引 金 0円

楽天カード外会員
取引コード:354565230409134536255801

基本ポイント 9P
利用可能ポイント P

楽天ポイントカードのキャンペーン
情報をアプリで配信中
期間限定ポイントなど貯まったポイント
も街のお買い物に使えて便利

ポイント残高の反映にはお時間をいただく
場合があります。

伝No: 10367 担当:8800

※ 本書保管上のお願
財布・手帳等にはさんで保管
敷く場合は、印刷面を内側に折
り保管をお願いします。

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 2,400 円 (按分率の根拠)

一部政務活動以外使用の為

(その他)

ガソリン代金

宛名: 藤井載子

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

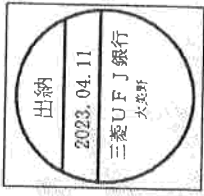
使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	4-3
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	
別紙参照	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80 % 149,992 円 (按分率の根拠) 一部政務活動以外の内容の記載がある為	
(その他) 市政レポート Vol.10 (東区全戸配布) 代金 振込手数料¥110 含む	

振込受付書 (お取引明細票)

取扱店番 0787
端末機番 187

お取引内容	お振り込み	お取引店	大美野
お取引日時	2023/04/11 10:41	受付番号	87-0030
ご利用カード情報	██████████	残高	***
お預り金額	-	おつり	-
お振込金額	¥187,380★	手数料	¥110★
お振込先	三菱UFJ銀行 堺支店		
お受取人	預金種目	口座番号	██████████
	コネクティブバンク カイシルバー・ビジネス化ケ-様		
ご依頼人名	フジイトコ様		
ご依頼人番号	-	電話番号	*****

ご利用ありがとうございます。
右記の内容にてお取引しました。
この振込受付書は
大切に保管してください。



《お受付した振込依頼書》

00 大阪	振込金額	187,380	種別	普通
公団法人 堺市シルバー人材センター	依頼人	藤井とし子事務所	通帳番号	13880
599-8125	〒	401-2-210	支店	堺
三菱UFJ銀行 堺支店	振込先	藤井とし子事務所	口座番号	187380
6年3月分	振込金額	173,600	手数料	13,880
追配金	材料費	処分費	控除	
173,600				
13,880				
00	00	00	00	00

御見積書

(見積第 号)

令和5年2月6日

No.

藤井とし子事務所 様

貴 年 月 日付第 号御照会の件
 下記のとおり御見積申し上げます。

堺市西区鳳南町4丁444-1
 公益社団法人 堺市シルバ-人材センタ-
 理事長 河村 寛之

税込合計金額 ¥187,380- (内消費税等額を含む)				備考
摘要	数量	単価 (円)	金額	
1 配布作業				
2 就業場所 東区全域3万4千7百部	34,700	5	173,500	
3 事務費 (配分金の8%)			13,880	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合 計			187,380	

請 求 書

〒 599-8125

堺市東区西野 4 0 1 - 2 - 2 1 0



公益社団法人

堺市シルバー人材センター

藤井とし子事務所

様

本部 〒593-8325

堺市西区鳳南町 4 - 4 4 4 - 1

TEL (072) 260-0468

FAX (072) 274-8801

請 求 額
¥ 187,380

仕 事 内 容
東区全城配布 34,700部

このたびは、当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。ご不明な点がございましたら当センターまでお問い合わせください。
 上記のとおりご請求申し上げます。ご不明な点がございましたら当センターまでお問い合わせください。
 ◇ 振込手数料はお客様負担の上、下半分の「払込票」により郵便局より郵便局からお支払くださいませう。振込手数料は銀行からお支払くださいませう。
 ◇ 「払込票」以外でお振込の際は、振込人名の前に発注者番号()を記入してくださいませう。
 ◇ 当センター事務局でもお支払いいたしません。

業 務 完 了 届

令和5年3月31日

藤 井 と し 子 事 務 所 御 中

所在地（住 所） 堺市西区鳳南町4丁444番地 1

受注者 名称又は商号 公益社団法人堺市シルバー人材センター
代表者 職氏名 理事長 河村 寛之



次の業務について、令和 5年3月15日完了しましたのでお届けします。

1	業務名	堺市東区チラシ配布業務（34,700枚）
2	履行期間	令和5年3月1日 から 令和5年3月15日 まで
3	区分	完 了 ・ 部分完了（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）



女性 母親 主婦 の



Vol.10

目線で堺を改革!

2019年～
2023年議会

2019年の統一地方選挙で初当選させて頂き、4年が経ちました。今回の市政レポートは、4年間の議会における質疑の一部をお伝えします。これからも、教育・福祉・医療・住民サービス等、安心して暮らせる堺のために全力で取り組んで参ります。

4年間の議会活動

1年目 文教委員会所属

学校の洋式トイレの整備、グラウンドや体育館トイレの整備、給食配膳室のエアコン設置などが実現!

洋式トイレの早期設置・車イス対応の多目的トイレの整備・グラウンドや体育館トイレの衛生面の配慮・特別教室のエアコン設置・体育館への大型扇風機等の熱中症予防策・給食配膳室と食品庫の空調設備など、学校教育環境と避難所両方の観点から質疑しました。

(令和元年9月～12月質疑)

また、ユニバーサルデザインスクール事業や家庭での学習環境・親育ちの研修など学力向上に向けた取組み。オンライン英会話の推進。



教員採用試験の学習指導ボランティアの加給制度導入や専門知識を持った人材確保。医療的ケアが必要な児童生徒を支援学級に受け入れる環境整備。(令和3年6月11日質疑の後、医療的ケア児支援法が参議院本会議で可決) スマホやゲームなどによるスクリーンタイムによる弊害が増える中で、体育授業の見直し・ボール遊びが出来る公園等の整備・脳を休憩させる眠育の導入など要望し、教育環境の向上など質疑しました。(令和元年12月～令和2年3月質疑)

2年目 産業環境委員会所属

高等学校への就職支援が実現!

高等学校卒業後、3年以内の離職率は39.5%で離職状況を把握しサポートする仕組みや受け皿はありません。堺市立高校に「JOBさかいステーション」の周知を提案し、再就職支援体制が実現しました。(令和3年3月質疑)

また、回収ボックス設置・ペーパーレス化の推進等古紙リサイクルの取組み。

さかい利品の杜の指定管理の運営事業のチェック。J-GREEN堺の人工芝の公認基準に堺市の基準の追加。(令和3年6月堺市基準の人工芝に張り替えることが決定)



雇用創出・税源涵養・人口増加に企業誘致の促進。大切な農地を守る事にも繋がる防災協力農地の周知と登録拡大など様々な観点から質疑しました。

(令和2年6月～令和3年3年月質疑)

・地域スポーツ推進事業は、堺市民オリンピックについては若者層を呼び込む種目の導入、総合型地域スポーツクラブの増設については的を絞った取組みを提案し、永藤市長から「クラブを増やす支援をしていく」と答弁を得ました。



避難行動要支援者の個別避難計画は、災害対策基本法の一部改正により市町村の長の努力義務！

要支援者名簿をマイナンバーに紐づいて活用・避難場所への経路の立地調査・地元地域や住民との連携・車椅子や車中泊の研修・他市の避難取組事例などの視点から、直面するリスクに対する個別避難計画作成を要望しました。(令和3年6月質疑)

また、重症心身障害者児支援センターの指定管理料の見直し。難聴児への早期治療、補聴器やイヤホンなどの重要性、片耳難聴者への配慮。



介護予防普及啓発事業での紙媒体でのポイント付与の提案。包括支援センターでのLINE通話等での対面相談体制の構築。

障がい者スポーツは指導者育成や機能強化を要望し、ソフト面の環境整備していくと答弁を得ました。

(令和3年9月～令和4年3月)

大綱質疑

学校水泳授業の実施が令和4年に実現！

堺市は水泳授業が2年連続中止されましたが、お隣の大阪市は実施しています。大阪市から水泳授業に対する感染症対策基準要項を取り寄せ、一律に中止するのではなく各学校に合わせた基準で実施するよう求め(令和3年9月質疑) 令和4年度の実施が実現しました(令和4年6月質疑)



連合運動会・連合音楽会の開催への提案！

令和3年度の中止が早々と決定した中、ICTを活用した近隣の学校との交流を提案(令和3年2月質疑)し、令和4年度には開催に向けて進めて行くことと答弁を得ました。(令和3年9月質疑) 令和4年度になり連合運動会は開催出来ませんが、合唱コンクール等は徐々に開催されました。

4年目 市民人権委員会

緊急時における危機管理室の総合調整を実現！

GW中に区役所に児童を殺傷する脅迫メールが届き対応が遅れました。休日や夜間においてもメールを迅速に把握するシステムの構築・所管部局が不明瞭な場合は危機管理室が総合調整し、担当部局が対応するよう質疑をし実現しました。(令和4年6月8日質疑)



堺市二十歳の集いは、集約開催の案が出ている中で成人式実行委員会への丁寧な説明や話し合いを求め、区役所毎の開催が実現。(令和4年6月13日質疑)

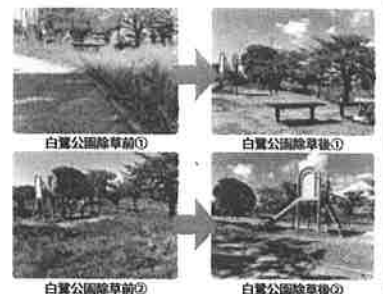
・北区「ママたち考案 子育てファミリーの為に防災ブック」を各区の状況を加味した冊子の作成を求め、東区では令和5年に作成することが実現予定。(令和4年9月21日質疑)

また、学校部活動の休日の地域移行はスポーツ推進課と教育委員会の連携。生理の貧困は、保健室での定期的な配布や子ども食堂との連携を提案。コロナ禍における救急対応は、救急車両や隊員の確保と増設を要望。総務省応急対策職員派遣制度は、災害マネジメント総括支援員の登録増員、他部局に移っても更新出来るよう提案し、暮らしに寄り添った質疑をしました。

地域活動

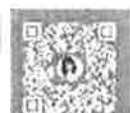
・白鷺公園の雑草がそのまま、遊具から遊具に行くのにも大変と相談を受けました。視察に行くと、ベビーカーが入れないとお声も。公園事務所が直ぐに対応してくださり、安心して遊べる環境が整いました。

・小学校体育館の外壁コンクリートが剥がれていると問い合わせがありました。危険だと感じたため改修をお願いし、体育館全体の塗り替えと改修工事をして頂きました。対応して頂いた関係者の皆様に感謝申し上げます。これからも皆様のお声に耳を傾け、安心して暮らせる堺になるよう取り組んで参ります。



大阪維新の会
堺市議会議員 藤井とし子

夙川学院短期大学 児童教育学部卒業
総合型地域スポーツクラブ「クラブ登美丘南」副会長



何でもご相談ください

藤井とし子事務所

〒599-8125 堺市東区西野401-2-210
TEL:072-289-6112 FAX:072-289-6113
E-mail: toshiko_fuchan@yahoo.co.jp



SNSで、日頃の取り組みなどUPしています！

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-4
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
05-420 電気 *2,841 5ネン 4ガツブツ	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80 % 2,272 円 (按分率の根拠)	
事務所 (使用状況報告書) の通り	
(その他)	
4月分電気料金	

電気ご使用量のお知らせ

発行年月日：2023/04/18

藤井 戴子 様

お客さま番号	日程 所 番号	ご契約期間	2023年4月1日 から 2024年3月31日		
供給地点特定番号	堺市東区 西野 401-2SOLOやぶ内 210				
年月分	5年 4月分	ご使用期間	3月 8日から 4月 9日まで		
ご契約種別	●おとくプラン				
当月ご契約電力	2kW				
最大使用電力	1kW				
当月ご使用量	75kWh			※CO2排出量	23.33kg
ご参考	前年同月分 (3月 8日～4月 7日)	65kWh			※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。 H22.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。
	前年同月差	+10kWh			
	前年同月比	+15.3%			

ご請求金額	2,841円	初回振替日	4月20日	再振替予定日	5月 1日
		お支払期限日	5月10日		

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
基本料金	1,235	20	燃料費調整額	+	200	25		
電力量料金			再エネ促進賦課金		258	00		
1段料金	1,148	25	消費税等相当額再掲		258	00		
			託送料金相当額再掲		676	00		
			うち賠償負担金相当額					
			及び廃炉円滑化負担金相当額		18	00		

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

今回検針日	4月10日	単価名称	年月日	1kWhにつき	-----
次回検針日	5月11日	燃料調整費	料金改定のため、弊社ホームページをご覧ください。		
		再エネ発電促進賦課金	5年 4月分	3円 45銭	-----

電気料金領収済のお知らせ

藤井 戴子 様
下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

年 月 分	5年 3月分	
領 収 金 額	3,060円	*****
消費税等相当額 (再掲)	278円	
再エネ促進賦課金 (再掲)	286円	

ご契約種別	●おとくプラン	
ご使用期間	2月 8日から 3月 7日まで	
ご使用量	83kWh	
振替日	3月20日	

お客さま番号	日程 所 番号	口座名義	口座番号
		店舗	

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。
なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご連絡先> 関西電力株式会社

(電話番号) 0800-777-8810

電話番号でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。
営業時間は月～金曜日（祝日を除く）の9:00～18:00です。
夜間、土曜、日曜、祝日においてもお客さまがお急ぎのご用件については承っております。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

使 途 項 目	調査研究費
整 理 番 号	4-5

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

 領収書 印 紙 354565	2023年 4月26日 19:11
セルフ堺草尾 TEL 072-237-3001 富尾石油株式会社 大阪府堺市東区草尾559-3 TEL 072-237-3001	現金フリー 00-354565-90001-0001-9 P- 9(内) 出光ゼアス 18.52 L 8162.0 3000円 01200.00
売上 3,000円 (内、消費税等(10.00%) 273円) (内、P支払可能金額 3,000円)	合計 3,000円 消費税等(10.00%) 273円 (内、P支払可能金額 3,000円)
預り金 3,000円 約 銭 0円	楽天・イオ会員：[REDACTED] 取引コード：354565230426190937074903
基本ポイント 9P 利用可能ポイント [REDACTED]P	楽天ポイントカードのキャンペーン 情報をアプリで配信中 期間限定ポイントなど貯まったポイント も貨物のお買い物に役立てて便利 ポイント残高の反映にはお時間をいただ く場合があります。
伝No: 10306 担当: 8800	※ 本書保管上のお願 紙布・手帳等にはさんで保管 破損・汚損・変色・印刷面を内側に折り保管を お願いいたします。

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 2,400 円 (按分率の根拠)

一部政務活動以外使用の為

(その他)

ガソリン代金

宛名：藤井載子

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-6
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
05-427 口座振替 4 *7,523 AP(ヒジモヒカリ)	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80% 6,018 円 (按分率の根拠) 事務所 (使用状況報告書) の通り	
(その他)	
3月分インターネット、電話料金	

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-7

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050428	0787230	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02450005	0787	口座番号
*****		お取引金額
*****		¥44,000*
*****		*****
お振戻い できない場合	残高	***
13.17	¥330*	おつり

お振込先・お受取人 ご注意人

池田泉州銀行
北野田支店
普通 〇〇〇〇〇〇 様
フシイ トシコ様

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80% 35,464 円 (按分率の根拠)

事務所で使用 事務所 (使用状況報告書) の通り

(その他)

事務所の賃借料 (5月分) 振込手数料¥330 含む。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

使 途 項 目	人件費
整 理 番 号	4-8

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

領 収 証 藤 井 載 子 議 員 様 No. _____

金 額

785305

内 訳
 現 金
 小 切 手 /
 手 形 /

但 4月分給料
 令和5年4月8日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)
 消費税額等(%)

堺市

収入印紙

登録番号

GR1820

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80% 68,244 円 (按分率の根拠)

職務内容 (雇用状況報告書に記載の通り) に基づき按分

(その他)

4月分人件費として「源泉徴収税 4月分を除く」